

{3.24} 証言集・上

~1989.12~

一九八六年三月二四日に生じた、というよりは権力によって仮構された刑事事件の公判に関する証言に焦点をあててパンフを構成してみた。

上巻の内容を目次風に記し、註を加えると次のようになる。

起訴状：1～2ページ（批評集α篇79ページの制裁決定と併合して把握してほしい。）

検察官の冒頭陳述書：3～8ページ（「被害者」の警備員の偽証供述から導かれた作文）

現場見取図：9ページ（物理的な距離以外の説明は虚偽である。）

証拠等関係カード：10～20ページ（法廷に提出された証拠の処理の仕方を示す。検察側が申請した書記官33、警備員34～38は全て採用され、事実と反する証言を共謀的におこなっているのに比べて、弁護側が申請した裁判官1～2、書記官3、廷吏4、警備員5～6のうち、職場を変った3が一定の客観的な証言をした他は全て却下されている。非裁判所職員7～23から8人が採用され、多いようにみえるが、7、15のみを採用して終了しようとする審理過程に、88年3月に辞任するまでの旧弁護人を媒介して8、13、16、19を、新たな国選弁護人を媒介して22、23を出現させた経過と、弁護人を經由せずに、歌手および裁判長のみを申請したまま第14回公判（88年1月）以後ずっと不出頭している被告人の保釈取消を裁判所に実行させていない経過の双方に、22を中心とする仮装被告団の努力が大きく関与している。）

弁護側申請証人7が証言に際して提出し記録に添付された紙片：21ページ（89年3月提出のものは、この事件の重層する諸テーマを、それらが発生する時間構造ごとに対等の比重で対象化する場合にのみ刑事事件としても審理しようという、普遍的に應用可能な視点を示唆しており、89年6月提出のものは、87年8月に採用されていた証人が、この段階では証言を開始せず参加者総体に提起してきた問いかけを開示している。）

弁護人請求証拠24：22～25ページ（証人22が証人7と連続的に証言するために作成した証人7の証言記録への補充と訂正リストで、証拠27と共に〈訂正〉論の素材である。）

同前25：26～31ページ（証人22が証言前に被告人へとどけ、法廷でも応用した文書）

同前26：32ページ（同前。それぞれ準備した文書と実際の発語の変化と飛躍に要注目。）

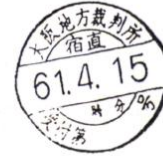
同前27：33～35ページ（証人22の証言記録への補充と訂正リスト。10月提出分を含む。）

同前28：36ページ（証人22が提出しようとした証拠に関する説明書。検察官が不同意したために証拠と説明書は弁護人によって撤回されている。）

下巻には証人22の証言記録の全てを収録した。上巻と別にしたのは、関連資料と対比して読みやすくするためであるが、より本質的には、この事件に関わるさまざまな未対象化テーマの厚い壁を爆破するには、関連資料の水準から迫り上がる証言記録のみを、総体性の密度と息づかいを込めた一冊として開示する方がよいと判断したからである。

86.4.16
うけとり

昭和61年検第3309号



大拘

（印）
あ

昭和六一・三・二七勾 留高 原裁判官
昭和六一・四・四勾留延長小佐田裁判官

623
3-5-31

起訴状 勾留中

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和六一年 四月一五日

大阪地方検察庁

検察官 検事

外岡孝昭

大阪地方裁判所 殿

本籍 北海道札幌市南区真駒内一三番地 丁目
住居 北海道札幌市中央区南一条西二三番地
職業 国家公務員
氏名 根本健司
年令 昭和二八年四月二六日生（三二歳）

公訴事実

被告人は、昭和六一年三月二四日、大阪市北区西天満二丁目一番一〇号所在の大阪高等裁判所一〇〇七号法廷において、同裁判所第六民事部（裁判長石川恭）開廷にかかる昭和六〇年（ネ）一七八号建物明渡請求控訴事件（控訴人松下昇ほか四名、被控訴人国）第三回口頭弁論期日を傍聴し、その際控訴人松下昇及び傍聴人が法廷秩序を乱したため、裁判長石川恭が右松下の拘束並びに被告人ら傍聴人全員の退廷を命じ、法廷警備員らによって同法廷から排除され、同法廷西隣りの証人控室に前記松下昇らと共に入り込んでいたものであるが、

第一 同日午後二時二〇分ころ、前記証人控室において、前記各命令を執行する公務に従事していた法廷警備員である大阪地方裁判所事務官大島邦男（当三八歳）の右腕を両手で驚づかみにして引っ張るなどの暴行を加

事件番号 担当部
1242 15-3

①

三

え、もって、同人の職務の執行を妨害し

第二 前記日時ころ、前記証人控室において、前記各命令を執行する公務に従事していた法廷警備員である大阪地方裁判所事務官岸野喜代志（当三七歳）の股間部を一回右足で蹴り上げる暴行を加え、もって、同人の職務の執行を妨害し、
たものである。

罪名及び罰条

公務執行妨害 刑法第九五条第一項

右は謄本である

昭和六一年四月十五日

大阪地方検察庁

検察事務官

水原

一



冒頭陳述書

公務執行妨害

根本健司

右者に対する頭書被告事件について、檢察官が証拠により証明しようとする事実は、左記のとおりである。

昭和六一年六月六日

大阪地方檢察庁

檢察官檢事

松岡幾男

大阪地方裁判所刑事第六部 殿

記

第一 被告人の身上・経歴

被告人は本籍地に、父根本久男、母ミサオの長男として生まれ、札幌市内の啓明中学校を経て北星男子高校に進学し、昭和四七年三月に同校を卒業した。そして、しばらく浪人生活をしてのち、慶応大学（通信教育）に入学したが、途中で受講をやめ、現在まで卒業に至らないままとなっている。

昭和五七年二月臨時雇を経て同年九月二日札幌市中央区南一四条西一五丁目所在の山鼻郵便局に郵政事務官に正式採用となり同局第二集配課に配属となり現在に至っている。

第二 裁判及び審理状況

大阪高等裁判所第六民事部（裁判長裁判官石川恭、裁判官坂口武彦、同小澤義彦）に係属する昭和六〇年（ネ）一七六号建物明渡請求控訴事件の第三回口頭弁論期日は、昭和六一年三月

二四日午後一時一〇分ころから大阪市北区西天満二丁目一番一〇号所在の大阪高等裁判所一〇〇七号法廷で行われた。

右事件は当事者を控訴人松下昇、同坂下守信、同鈴木その、同濱本多恵子及び同竹中千恵子、被控訴人国とする京都市左京区吉田二本松町所在京都大学教養部A号館三六七号室の明渡し請求にかかるもので、第一審で原告側（国）の勝訴判決をうけて、前記松下昇ほか四名がこれを不服として昭和六〇年一月二十九日大阪高等裁判所に控訴した。

本件は大阪高等裁判所第六民事部に係属することとなったが、同民事部は第一回口頭弁論期日を昭和六一年一月一日に行い、次いで第二回口頭弁論期日を同年二月一〇日午後一時から行つたが、閉廷後も傍聴人が退廷しなかつたので、裁判長から傍聴人など廷者全員に対する退廷命令が発せられ、全員が庁外に排除された。さらに同民事部は第三回口頭弁論期日を同年三月

二四日に指定し、同期日において控訴人松下昇に対し、判決言渡期日を告げることとしていた。

なお、控訴人松下昇を除く坂本守信ら四名については、同人がそれまでに裁判官及び書記官の忌避の申し立てを行つていたので手続が停止されていた。

第三 本件犯行に至る経緯

一 警備方要請と警備体制

前記第六民事部裁判長石川恭は、第三回口頭弁論期日を行うにあたり、前回の不祥事態に鑑み、法廷秩序維持のために、警備員の配置の必要があるとして、民事首席書記官に対し、「法廷秩序維持上の処置を執る場合があり得る。」旨の記載ある警備指示書を送付する一方、大阪高等裁判所長官に対し、警備員一八名の配置方を要請した。

これを受けて、民事首席書記官は同月二〇日民事法廷管理

官をして第六民事部書記官斎藤基樹、頼経俱警備係長らと事前協議を行い、「退廷命令が出た場合、一五分程度様子を見て、庁外退去を執行すること」などを決めた。

一方、大阪高等裁判所長官は同月二二日、大阪地方裁判所所長に対し、「昭和六一年三月二四日午後一時から同二時までの間、法廷警備員一八名の派遣方の依頼をなした。そこで大阪地方裁判所所長は、大島邦男、岸部喜代志ら一八名を法廷警備員として派遣することを決めた。

なお、大阪地方裁判所に勤務する法廷警備員に対しては大阪高等裁判所勤務の併任を命ぜられていた。

二 被告人の犯行前の言動

1 被告人はパンフレットなどによつて前記京都大学教養部A号館三六七号室において右松下らが主宰していたドイツ語資料室の存在を知り、昭和五八年一〇月ころ同室を訪ね

て松下らと交渉を有するようになったが、同人らが国から右資料室の明け渡しを求められ、民事訴訟が提起されていることを知り、これに興味を抱き、自らも右裁判を傍聴するようになった。

2 被告人は本件犯行当日である昭和六一年三月二四日の昼前ころ、大阪高等裁判所第六民事部書記官室を訪れ、松下昇の使いの者であると自称して斎藤書記官に対し、「松下さんからこの書類を預つとつた受け取ってくれ。」と申し向け「判決不可能性に関する申立書」を差し出し、さらに同裁判例一〇〇七号法廷付近廊下で寝ころぶなどして開廷を待っていた。

3 被告人は、同日午後零時五八分ころ、他の傍聴人と共に入廷したが、これに際し法廷警備員大島邦男から、口頭で「裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げ、又は不当の行状

をすることは禁じられており、裁判所の命ずること及び裁判長の命を受けた裁判所職員の指示することに従つて下さい。法廷において所持を相当でないと料する物の持ち込みは出来ません。」との警告を受けていた。

三

令

1 犯行当日、午後一時一〇分ころ、裁判官三名が第一〇〇七号法廷に入廷したが、同法廷内の当事者席には被控訴人（国）代理人玉井勝洋、田邊常安、控訴人松下昇、書記官席に書記官齋藤基樹、廷吏席に山田広信が各着席し、法廷警備員山田孝二及び同伊東和範が法廷内に配置されていた。また、傍聴人は傍聴席に被告人ら約二〇名がいた。

2 裁判長が着席のうゑ、両当事者に対し、「判決の言い渡しを延期する。次回の期日は四月二十八日午後一時三〇分」

と告げるや、松下昇は立ち上がり、「裁判長、審理を続けよ。」と言うなり、右手に持った清酒入りバツクを裁判官席に向けて投げつけ、これに呼応するかのようによ聴人が総立ちとなり、法廷内は騒然となつた。

そこで裁判長は、直ちに、傍聴人全員の退廷及び松下昇の拘束を命ずる旨の各命令を発した。

これとはほ同時ぐらいに傍聴席から、何者かが裁判官席に向けてビー玉を投げつけ、傍聴席の棚をのり越えた某女が紙飛行機を裁判官席に向けて飛ばしたりした。

3

書記官齋藤基樹は、右各命令を徹底させるため、大声で、「全員退廷。松下を拘束。」と発言し、法廷警察員らは傍聴人の退廷と松下の拘束に着手した。

これに対し、傍聴人のうち氏名不詳の数名が右齋藤のもとに詰め寄り、口々に、「補助参加の申し立てはどうなつ

たのか。この書面を受取つてくれ。先に出したものは見てくれているのか。」などと叫び、退廷命令に応じなかつたので、右斎藤は、さらに付近にいた傍聴人に対し、繰返し、「退廷命令が出ているから出なさい。」と警告を発した。にもかかわらず、松下は法廷内でタバコをすい、傍聴人のある者は同法廷に通ずる廊下で寝そべつたり滞留するなどしていた。

第四 本件犯行状況

一 被害者大島邦男は、大阪地方裁判所総務課警備係に、また同岸野喜代志は、同裁判所資料課統計係に各配属された裁判所事務官の身分を有し、かつ大阪高等裁判所の裁判官事務官を併任し、法廷警備員として前記命令の執行する公務に従事していた。

傍聴人は同日午後一時三〇分ころまでに全員が前記法廷か

ら排除されたが、同法廷西隣りの証人控室にいた被告人、某男、某女の三名とともに松下昇が入り込んでいたので、まず松下を拘束することを決め、法廷警備員の大島邦男、岸部喜代志、坂口芳正、西尾登美男及び竹脇孝一の五名がこれにあたることを決め、ともに右証人控室に赴いた。

二 松下ら四名は、証人控室で、テーブルをはさみ二名づつベンチに座っていたが、右側ベンチ奥側に松下、左側ベンチ手前に被告人がいた。

そこで同時午後二時二〇分ころ、右大島が、松下に対し、指で指し示しながら、「あなたに対し、裁判長の拘束命令が出ています。」と言つたところ、被告人はいきなり立ち上り、右手で大島の右手首をわし掴みにして手前に引張つた。そのため、大島は前のめりとなつたが、さらに左手で同人の左腕上腕部をわし掴みにして強く引張つた。

三 これを目撃した坂口、竹脇の両名が被告人の両腕を制止し、被告人を証人控室から排除したが、大島は松下の左腕を取り、その場にかけた法廷警備員の小野公一が松下の腰のあたりを押すようにして同人を証人控室から排除した。そして大島は法廷警備員尾形誠彦と共に松下をエレベーターを用いて、地下一階まで運び仮監に収容した。

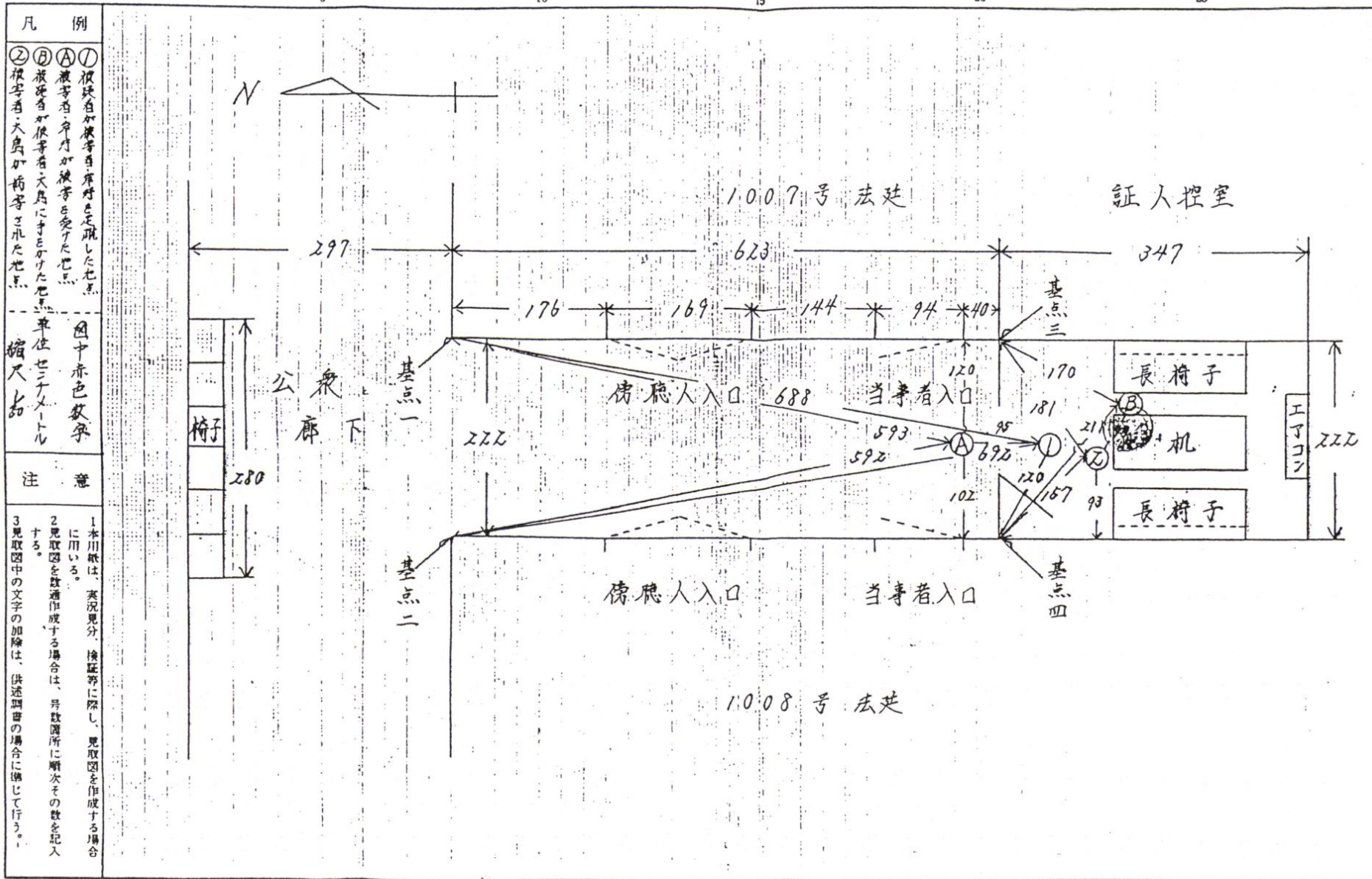
四 被害者岸郎は、坂口、竹脇の両名が被告人の両腕を取り退廷させようとしているにもかかわらず、被告人が両腕をゆすり、自己の体重を預けるようにして足を突張り抵抗しているのを目撃し、被告人の胸倉を掴むため同人の足元に近づき、上半身を前にかがめ、両手を差し出したところ、いきなり被告人は、右足で右岸郎の陰部を一回足蹴りした。そこで岸郎は、坂口、竹脇と共に被告人を公務執行妨害の現行犯人として逮捕した。

第五 其他情状に関する事項

なお、前記裁判長は同日、午後四時三十分ころ、前記一〇〇七号法廷において、松下弁に対し監置二〇日間に処する旨の決定を告知した。

現場 見取図

加筆



昭和六年三月三十一日作成

大阪府 天満 警察署司法巡查 井村 圭

井村 圭

「刊行」の注

証拠等関係カードは、公判の進行にともなうて追加記入されるものとして扱われる。

ここに掲載しているのは、パンフレット行段階のものである。

また、この図面、写真等は、評価係員が綴籍にも掲載してあるので、併合してご覧になってください。

(規則第一八八条の二)
規則第一〇八条

「請求者等 検察官」証拠等関係カード
(昭和六一年わ 第一三〇二号)

(被告人 根本健司)

請求者等	検察官	証拠等関係カード	立証趣旨	請求	意見	結果	備考
山田 幹男 61.3.31	右新環境の状況など	(公訴事実の別)	月 右	期 日 12.8.12	内 容 同意	期 日 12.12.12	内 容 決定・済
坂口 直樹 61.3.26	右民事訴訟の訴状など	(公訴事実の別)	月 右	期 日 11.11.11	内 容 同意	期 日 12.12.12	内 容 決定・済
森田 修 61.3.27	照会に付く	(公訴事実の別)	月 右	期 日 11.11.11	内 容 同意	期 日 12.12.12	内 容 決定・済
富澤 達 61.3.28	右民事訴訟の訴状などの内容に付く	(公訴事実の別)	月 右	期 日 11.11.11	内 容 同意	期 日 12.12.12	内 容 決定・済

正史系方

〔請求者等 検査官〕 証拠等関係カード		〔昭和六一年 第一二四二号〕	
番号	標目	立証趣旨 (公訴事実の別)	請求 期日 所 裁判官印
12	11 (5)	裁判所内郵便物など に 照会	期日 所 裁判官印
(検)	外周孝昭 61.3.27	右照会に対する回答	期日 所 裁判官印
10	11	()	期日 所 裁判官印
14	要請書(贈)	準備指示書など整 備員要請書	期日 所 裁判官印
15	報	清延警備員の派遣 につき文書の内容	期日 所 裁判官印
(目)	吉岡久幸 61.4.10	()	期日 所 裁判官印
16	11	杉下軍の監置決定 の内容につき	期日 所 裁判官印
(カ)	坂口直行 61.3.26	()	期日 所 裁判官印

このカードは、公判期日又は準備手続期
日においてなされた事項については、各
期日の調書と一体となるものである。

(昭和六一年 第一二四二号)

検察官に証拠等関係カード

(Na 2)

このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。

(昭和六一年) 第一二四二号

(被告人一名用

11	10	9	8	7	6
（検） 外周孝昭 61327	（検） 外周孝昭 6144	（検） 外周孝昭 6144	（検） 外周孝昭 6144	（検） 外周孝昭 6144	（検） 外周孝昭 6144
右照今に對する回答	右照今に對する回答	右照今に對する回答	右照今に對する回答	右照今に對する回答	右照今に對する回答
同意	同意	同意	同意	同意	同意
決定・済	決定・済	決定・済	決定・済	決定・済	決定・済
2	2	2	2	2	2

証拠等関係カード

番号	標 目	立 証 趣 旨	請 求	意 見	結 果	備 考
〔請求者等 検察官〕	〔証拠等関係カード 証拠等関係カード〕	〔公訴事実の別〕	期 日 裁判所書記官印	期 日 裁判所書記官印	期 日 裁判所書記官印	期 日 裁判所書記官印
23	捜 照	被告人の勤務状況に つきの照会	請求	同意	決定・済	
(員)	神川幸典 61431	()				
24	中島亮 61426	同照会に対する回答				
()	()	()				
()	()	()				
()	()	()				
()	()	()				

〔請求者等 検察官〕 証拠等関係カード

(このカードは、公判期日又は準備手続期
日においてなされた事項については、各
期日の別表と一体となるものである。)

(昭和六一年わ第一二四二号)

(被告人)

(被告人一名用 12)

番号	標 目	立 証 趣 旨	請 求	意 見	結 果	備 考
〔請求者等 検察官〕	〔証拠等関係カード 証拠等関係カード〕	〔公訴事実の別〕	期 日 裁判所書記官印	期 日 裁判所書記官印	期 日 裁判所書記官印	期 日 裁判所書記官印
17	捜 照	被告人の勤務状況に つきの照会	請求	同意	決定・済	
(員)	神川幸典 61426	()				
18	川瀬直躬 61426	右照会に対する回答				
19	龍口雄司 61426	同照会に対する回答				
20	神川幸典 61426	同照会に対する回答				
21	柴山正一郎 61426	同照会に対する回答				
22	福井哲田 61426	同照会に対する回答				

(規則第一〇八条の二)

(被告人)

(被告人一名用)

〔調求者等 検察官 証拠等関係カード〕

(No. 4)

このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。

(昭和六十一年わ第一二四二号)

[illegible]

証按等關係力一ト

			(事) 高瀬	32 前科	31 南正長	30 身	29
			61 3 26		61 3 28	61 4 25	4
				前科 75		身 上	同 右
				同意	同意		
				決定・済	決定・済		
				22	21		

(被告人一名用)

〔請求者等〕
検察官
証拠等関係カード

(5)

このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。

(昭和六一年) 第一二四二号

専		標 目		請 求		意 見		結 果		備 考	
(供述者作成年月日、住居、尋問時間等)		立 証 趣 旨 (公訴事実の別)		期 日	所 求	期 日	内 容	期 日	内 容	取調順序	所 備 考
証人	有藤 基樹	法廷警備実施状況及び 裁判長の発した拘束、退廷 命令及びその執行状況等	/		/	しかるべく	決定(次回同席)	/	決定(次回同席)	/	
証人	大島 邦男	被害状況	/		/	しかるべく	続行	/	決定(次回同席)	/	
証人	岸野 喜代志	被害状況 (公訴事実第一)	/		/	しかるべく	続行	/	決定(次回同席)	/	
証人	阪口 芳正	法廷警備実施状況 (第二)	/		/	しかるべく	続行	/	決定(次回同席)	/	
証人	竹脇 孝一	右 同	/		/	しかるべく	決定(次回同席)	/	決定(次回同席)	/	

正儿端周家口

					証人 西尾登美男	19 現逮	目根野善計 外二名 61.2.24
					石 同		被告人を現行犯逮 捕した事案
						13 福	
						12	
					同意		
						江	
					決定・済	11	決定及び同録
						5 福	
						1	

証人 山田 信		証人 千田 旗雄		証人 堀口 武彦		証人 石川 恭		番号 標目 〔供述者作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求者等 弁護人 証拠等関係カード
立証趣旨 （公訴事実の別） 本件口頭弁論期日にフ ソの事と別打合せの内 容と当日の法廷内状況 況、退廷拘束命令等 い。有る。時、方、法、な		立証趣旨 （公訴事実の別） 本件当日の法廷内 外の状況。		立証趣旨 （公訴事実の別） 右各事ノに同じ。		立証趣旨 （公訴事実の別） 本件口頭弁論期日にフ ソの事と別打合せの内 容と当日の法廷内状況 況、退廷拘束命令等		期日 裁判所書記官印	請求 （このカードは、公判期日又は準備手続期 日においてなされた事項については、各 期日の調査と一体となるものである。）
62.7.14		62.7.14		62.7.14		62.7.14		期日	請求
62.7.28		62.7.28		62.7.28		62.7.28		期日	意
不 必 要		し か る べ く		不 必 要		不 必 要		内 容	見
18		12		18		18		期日	結
却下		決定次回喚問		却下		却下		内 容	果
2								取調順序	
裁判所書記官印		裁判所書記官印		裁判所書記官印		裁判所書記官印		裁判所書記官印	
備考		備考		備考		備考		備考	

15 証人 鈴木 ぞう 〔札幌市中央区南二条五丁目三丁目旭上ルシロース八 一三〇分〕	16 証人 岡山 厚 〔岡山市津島中二一 岡山大字学友会支付〕	17 証人 野口 恵子 〔岡山市津島新野一三〇分 藤田清ナ方〕	18 証人 射場 かよ子 〔岡山市津島橋店一七目 五三三九〕
本件が北月思ふなる事 情、被告人と本件との がかりと本件が日被害 人が傍聴するに至る経 緯、本件当日の法廷 内外の状況など。	被告人がA三六七事件と のかわりに至る原因と なつた、誤り送達とい 被告人が路上で拾得し た判決正本の存在と 背書小となる事情など。	被告人がA三六七事件 にかかわつた事情。	本件当日の法廷内 外の状況。
62.7.14	62.7.14	62.7.14	62.7.14
62.7.28	62.7.28	62.7.28	62.7.28
しかるべく	不必要	不必要	不必要
62.8.6	62.12.25	15	18
決定(次回喚問)	決定 (62.12.29の喚問)	済	却下
2	2	1	1
住所上申	住所上申		

(被告人一名用)

(3) このカードは、公判期日又は準備手続期
期日においてなされた事項については、各
期日の調書と一体となるものである。

(昭和六一年十一月第一二四号)

23 証人 射場 敦子 〔札幌市中央区南二条五丁目三丁目旭上ルシロース八 一三〇分〕	22 証人 松下 昇 〔神戸市灘区赤松町二二 目一五〇分〕	21 証人 黒色ゴム製靴二万は (半分ろまんだもの)	20 証人 佐理 亨夫 〔岡山市伊島町三三三 光岡アパート 二五〇分〕	19 証人 西木 尾勝 〔岡山市下伊福三三三 山本方〕
本件当日の法廷内外の 状況、被告人が暴行を 受ける事案など。	本件当日の法廷内外の状 況、被告人が暴行を受 ける事案など。	被告人が本件当日法廷内 で法廷警備員から暴行 を受ける事案、法廷計 が破損した事案。	被告人がA三六七事件 口頭弁論期日に傍聴 参加した事情について。	本件当日の法廷警備 員との暴行など。
63.12.22	63.12.23	62.7.14	62.7.14	62.7.14
18	18	15	15	15
18	18	15	15	15
しかるべく	不必要	不必要	不必要	不必要
62.12.25	62.12.25	62.12.25	62.12.25	62.12.25
決定(次回喚問)	決定(次回喚問)	決定(次回喚問)	決定(次回喚問)	決定(次回喚問)
3	3	3	3	3
住所上申	住所上申	住所上申	住所上申	住所上申

証拠番号 7 の 続
続記載

[illegible]

(被告人一名用)

(18)

〔請求者等弁護人証拠等関係カード〕

(Na 4)

このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。

昭和
平成
六一年(一)第一二四二号

番号	標目	立証題旨	請求	意見	結果	備考
24	「竹中証言への補元」と題する書面 (松下昇 元. 7. 31)	本件当日の法廷内外の状況、被告人が素行と受けた事主人など	期日 24 裁判所書記官印	内容 同意	期日 24 裁判所書記官印	取調順序 裁判所書記官印
25	「証言内容プラン」と題する書面 (松下昇 元. 7. 31)	右同	期日 24 裁判所書記官印	内容 同意	期日 24 裁判所書記官印	取調順序 裁判所書記官印
26	「証言内容プラン」 A 31日提出の1/16に就く」と題する書面 (松下昇 元. 9. 1)	右同	期日 25 裁判所書記官印	内容 同意 但し、信用性を争う	期日 25 裁判所書記官印	取調順序 裁判所書記官印
27	「第24回証人尋問調書についての訂正・補充リスト」と題する書面 (松下昇 元. 9. 25)	右同	期日 25 裁判所書記官印	内容 同意 但し、信用性を争う	期日 25 裁判所書記官印	取調順序 裁判所書記官印
28	「証拠書類についての説明」と題する書面 (松下昇 元. 9. 25)	右同	期日 25 裁判所書記官印	内容 不同意	期日 25 裁判所書記官印	取調順序 裁判所書記官印

正史系方

〔請求者等**被告人**〕証拠等関係カード

(✓)

このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。

(昭和六一年中第一二四二号)

（被告人 根本健吾）

[illegible]

干リ
 57
 4
 4
 主主

被^レ答^ル人々、少くとも、この二証人の証言が實現するまでは
 出^レ延^スしな^ハい、と意志表示して非^レなる斗争を展開すれば
 大^ニき^ニい^ニ意味^ハあるのだ^ハが、へうのと^レころ、証言をかつて言^ハ求^メした
 こ^ノとを^レ忘^レれて^ハいる氣配^ハであるのは残念である。

（被告人） 根本健司

（請求者等 職権） 証拠等関係カード

（このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

（昭和六一年） 第一二四二号

番号 標目 （供述者・作成年月日・住居・尋問時間等）	立証趣旨 （公訴事実の別）	請求		意見		結果		備考
		期日 裁判所書記官印	期日	内容	裁判所書記官印	期日	内容	
(被)	()	()				12	施行	調順 取調順序 裁判所書記官印
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
()	()	()						備考
()	()	()						
()	()	()						
()	()	()						
()	()	()						

（被告人一名用）

（被告人） 根本健司

証拠等関係カード（続）

（このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

（昭和六一年） 第一二四二号

※ 期日	請求・意見・結果等	裁判所書記官印	※ 期日	請求・意見・結果等	裁判所書記官印
立証趣旨の追加	主任弁護人				
請求番号19の証人栗尾勝の立証趣旨に、本年当月、一〇〇モウ法廷及び控室内外の被告人と法廷警備員との間のやりとり等について、を追加する。					
検察官					
しかるべく					
裁判長					
右立証趣旨の追加許可					

1959. 2.13

477

{才21回公刊(189.3.7)竹中証言の記録に添付—刊行年}

(のイニ)

本行[↓]17 登記 過程 の各時間段 において ラーメン

普遍的に とり出た作業 T_1 としては、解明 = 4 倍 T_1 ~

審理自体 空しいものだった。

A367 五 + 11 33 107.107 22' 22

D '69 不登校斗争 → 1969.12 厚生省が「不登校」を正式に「不登校」として認定

D 1974.4. トイック語 白痴でニ 同語 (応用) → 知能のテストで同語 (応用) を用いる

D 1974. 4. トイツ語 白文マニ 開始 (活用) — 知度のマニの同 (語) に 1. 6

② 1776.1.26⁹ ~ A367 $\left\{ \begin{array}{l} \text{上 和 W} \\ \text{空 間} \end{array} \right.$ 増 加 了 自 土 主

② $\frac{5 \times 10^4 \times 10^4 \times 10^4}{10^4}$ (56 20) 提主 (1983.3.31) (10 50-1) 提主

④ 國庫券 本邦 投託
11月3.8.25 (明治46年)
→ 臨時政府 財政部 投託 (明治46年)
11月3.8.25 (明治46年)

中21回公判、竹中証言への補充

7丁表8行目 「ドイツ語のゼロックス室」 → 「ドイツ語関係の事務をおこなう中央室が、通称として『ゼロックス室』で、占拠以降、中央室は別の部屋に新しく設置され、A367号室は、『ドイツ語資料室』と名称変更され、明渡強制執行後は『ドイツ語談話室』となり、その後、改造されて二個の『ドイツ語研究室』とされてゐる。ドアは封印されたまま。」

7丁表 9~12行目 「1974年と1975年に自主ゼミが教室会議で否決された。」 → 「1974年度末に松下昇〜末宇(1970年に生じた情害見、1976年死亡)を非常勤講師として学生らから制度上の手續により申請し、教養部教授会は投票で採否をけかり、賛成票が反対票より多かったにもかかわらず、保留票が多いために結果的に否決された。(投票により教授会が教室会議が全員一致で提案した人事を判断して再審査したことも、前記の形で否決したことも前例がない。)

一方、1975年度末には、ドイツ語教室の中で、学生らからの申請があったが、昨年否決された人事は再び教授会の議題にでた上、という形式論が出て、議題にしなすまま実質的に松下ゼミの実現と流産させた。」

8丁表 7~8行目 「占拠は学生大会で討論されてゐる。」 → 「圧倒的多数の賛成で可決され、それにともなつて占拠がおこなわれた。」

11丁表 8行目 「新潟大学で発行」 → 「同じ時期に大学闘争や単位制度について実践的な模索を続け、1976年度末には京都大学の非常勤講師として前述の制度にもとづく申請対象になった教官〜学生により発行され (形式的に教授会は承認しなす旅費日当問題と理由に拒否)、その後、同じ試みをおこなう熊本大学でも増補版が発行された。」

12丁表 6~9行目 占拠後のA367の意味について 「当局側のいう名称よりは、自主ゼミ側のいう『大学闘争資料室』の名称で広く知られ、あつた。'69年以降の大学闘争に関連する資料〜成果の記録、フロッピー等を集積され、編集〜配列され、公開され、訪ねる人も多かった。(根本氏も訪ねた)

全国から

22

20丁表 4行目 「1985年1月28日の京都地裁の判決」の段階で

2月1日の強制執行や根本—鈴木の関係の深化

があるが、松下と中尾は前年12月17日以降、東京拘置所に入った。4月30日まで^{保釈}

松下は神戸大学開学、刑事公判控訴審（被告人側）のため、1月27日から

2月28日まで大阪拘置所へ移監されたが、前記の判決公判への出席も認め

られず、強制執行へのかわり、関係者との連絡、文書提出等も大きい

制約を受けた。また、根本—鈴木の問題は全く知らされなかったため、

適切な方針により、これらの孤立をなくする配慮等をしてきた。

29丁表 さいごの弁護人の用いている「岡山グループ」というのは、均一の

集団という判断を多く者に与えかねるもので、用いている方がよいと思う。話

柄の場竹や年令、職業による差異は、ほとんど一人ひとりにあり、テーマそれ

ぞれについても判断や対立（というより、それぞれの自発的主張）は多岐にわたる。

30丁表 4行目 「岡山からA367へ移った」とは自体は、たれからと批判の対象に

なっている。松下がそれを提起した経緯から、京都でも鈴木は、たれ

よりもよく活動した。一方、その後、A367から札幌への移住の経緯は、竹中

証言のように閉鎖的かつ家族（対）幻想への回帰の面をよくもっている

ので、とりわけ鈴木れい（当時4才）の誕生にかかわった人々からの批判

が激しくなった。そこで、たれがどのように育つか...（但し、松下は、こ

のテーマを中心にあって考えている。）

38丁表 8行目 「根本の荷物自主管理」は、2月10日の前日の会議で四壁

された文書で松下が提起していた。（松下は不参加。根本はみている。）

また、この行爲との連続性で3月4日に京都でおこなわれた日本基督教団

教師検定試験場で受験者ら（岡山大学の学生や山本牧師）が、禁煙用

紙を自主管理している。3月14～20日の札幌の根本の住居への

訪問も自主管理位相であった。この発想～行動は、'69年の大学開

学の方法を現代的に応用しようとするものであり、何よりも京大A367

について10年間試みられたものである。厳密な検証を開始している。

（岡山での生活が活動にかかわる

テーマへのとりくみ、^{（？）}（？）に
たれが可能性への批判はあったか。）

23

オーキエ

とれぞれについて

才23回公判 - 竹中証言への補充

2丁表 2行目 「学外者」→「学内者」 (誤記)

2丁裏 竹中への送達は、京都地裁がこまめに郵送していった場所へではなく、竹中が立ち寄る可能性のある場所へ、しかも竹中が不在にさせられている。留守番の人が受けとらずに、送達に来た執行官の車の上においた、車いし路上に落ちた後で根本が拾い、京都地裁へ返送している。

4丁裏 岡田前に根本が廊下で横になったのは、前夜までの心身の疲労、前夜は眠らずに討論とさへたり考えこんでいたりしていたためである。またヘン4は一人ずつのくぼみがあり、横になると痛い。

7丁裏 松下がよみ上げたのは 民訴法65条③「参加の申し出は参加人として行える訴訟行為と其に行える」、同68条①「参加を許さる裁判官を確定するまでの間は訴訟行為と行える」②「確定後も確定前の訴訟行為は効力を生ず」という個所であり、松下のかかった神戸地裁の各民事事件では、この趣旨が十分に生かされる訴訟指揮がなされていた。

10丁裏~11丁表 警備員が松下の後からとびつくのと、根本かとびたずのは、一瞬の至過であり、次の一瞬に警備員が振りがえりさま根本の顔面を右手で打った。他の法廷内の者は、この時ほどくと動いていないが動きはじめている段階である。

14丁表 3月20日の東京高裁刑事公判(被告人・松下)の法廷の傍聴席にいたのは当日朝に札幌から到着した鈴木、鈴木れい、根本、岡田であり、松下の弁護人から鈴木を在廷証人として申請したが却下し、松下の意見表明や申立に対しては弁論の権利がなとして発言を禁止し、次回判決期日を告知はしたもので、松下から、この裁判は解体している、という〈逆判決〉の宣言をおこす。2・10に大阪高裁で配布された小型のどう群(本件でも証拠として提出)を配布し、これに対して拍手した鈴木と根本に退廷命令が出され、警備員はまず松下と近くにあった鈴木に対して執行しようとしたが、被告人席からきた松下が阻止しようとし、松下は負傷した。(この至過のため拘束までしなかった可能性大)根本は殆ど抵抗しなかったこと

を、かなり気にして、決めこんでいた。

18丁表 3.24には、裁判長は退庭や拘束の命令を出さずに法廷から去ってゐる。好意的？に推測すれば、裁判長らは法廷の事態とてきれば、そのような命令をしない終アさせたかったのだら。書記官や警備員の報告～突き上げによって命令を出さざるを得なくなったのではなか。また抽象的な仕事とする上級職員と、具体的な仕事とする下級職員の断層が明確になり、指揮系統が歪むことの暴行を招いた事態の責任は上、下双方の職員にある。

19丁表 9行目「代認定」→「単位認定」(誤記)

26丁表 竹中証言の通り、控室に入ってきた警備員らは、松下の方に向かわずに、何そいわずに根本の両手をとって引きずり出した。

29丁表 警備員の「公妨いゃ」という声から控室ドアの外から聞こえた時、松下は根本が何も自分の身体を動かしてゐないで、瞬間的に1対1の法廷内の根本の行為(ただし最初の突進の激しき以外は、一方的な暴行の的なで、これ自体テック上げたと直感した。)の事後逮捕なをし、脅しの言葉(拒抗させようとしたもの)と判断した。

30丁表 根本と松下は、それぞれ連行される際に自ら身体を落下に横たえようとはしなかったが、警備員らは連行しやすい方法として、威いで両手足を一人ずつも肩中を床につけて引きずった。このやり方は銜鉄デモの規則、座り込みの排除、拘禁施設内の連行の場面として松下は何度も目撃してゐる。(また、うでをつかまず、指をねじめるようにもつことも訓練されてゐたのか、当日、松下は指をねじられ、天海警察署で応急手当を受けてゐる。3月20日の足首の傷も悪化し、監置期間中、大阪拘置所で治療を必要とした。)

45丁表 松下に対する制裁判決の開始前に、仮監の職員や、写真と瑞影にきた警備員に対して何回も、弁護人の立ち合いと連絡を要請したが、「ここでは、そんな要請は通らない」と無視した。法廷で石川裁判長らにも要請(証拠調べや反論の機会を与えることと共に)したが無視して決定へおとよめ上げて退庭し、抗告に必要な決定書も抗告期間終了直前に、何回もとくどく後やっとなどした。基本的に法の執行が空洞化してゐる一例。

49丁表 警備員の行為がもたらう<根本 自分たち>の解放のための転倒の質へ指摘は重要。

49丁表～50丁表 の証言要記書の深さから松下も証言を開始してゐる。

39丁表「いった、いった、いった、いったに決まった、死刑に決まった」というマンガは松下も見ているが、10才の女の子の直観力に感嘆してゐる。

{ '86.3.24 } に因る、

1

4
井
才
25
号
証

証言内容プラン

~ '89.7 ~ 松下 昇

(証言過程を含めて当日^{まで}たえず変化しうる。)

※、事件の前史過程 ~ 当日の至過 ~ 現在の状況 という時間順でもよいが、むしろ、最初に 公訴事実の非存在 (仮構性) について具体的にのべ、なぜこのような事態が生じてくるかを 過去 ~ 現在にわたる 必然性から示すという方法をとりてみることも考えている。

① 控室内にいる被告人の身体に複数^(証言)の警備員がふれて、おそく控室外への排除にとりかかる動作をしめる瞬間を想定する。
一般に、このような場合には、被告人の位置にすわっているものは、おそくたれても ④ たまって、すわっている。(内心の抗議、怖れ等はあるとしても) という態度をとるのが普通であり、現に、当日の全員がそうであった。

⑤ 声を出して抗議する

⑥ 立ち上ったり、相手のうでをつかんだりする

という態度は、ほとんどありえない。(証人の数多〜至過から)

一般的に 当日、被告人は、警備員に、防衛的^(証言)に、やや腰を上げたが、(④ ~ ⑥) とは異質である。
(注: 以上は至過の直後)

④、⑥ があろうことはちいさ、という想定は、現場の緊迫性や人間の心理を知らずの者の発想である。

② 被告人が、たまってゐたとしても、警備員に引きずり出される際に足をバタつかせて、偶然に、相手の股に当たるような場合はないが。実際にはなかった。

一般に、引きずり出されると (たまって) 抵抗する場合には、なるべく身体^(証言)の重心を低くし、靴を床につけ、マサツにフリ移動しにくくするであろうし、実際にも、そうであった。

また、警備員は病院で診断を受けた際に、痛みがあり、赤くはれてゐたという診断をもらっているが、① = 偶然に、当たった場合には、そのような症状になるはずがない。② 一般に (裁判所指定の病院であるから一層) 患者の申告通りにかくであろう。③ 被告人の行為と結び

つける判断を医師はもちえない。

(かりに申告通りであるとしても)

26

オーイシエ

③ では、警備員の医師に対する申告や、法廷での証言（それまでの警察官や検察官への供述を含む。）は偽りなへか？ なぜ、そうする必要が有るのか？

これについて、次項 *2 で述べるとして、ここでは、一般に公務員とくに権力的行為にたずさわる公務員は、平均的にみて、非公務員よりも多くの偽証をする～しなけれは公務員として権力に奉仕しつつ自らの安全を計れる、という毅然たる事実を強調した。証人の数多くの経験から、それは裏付けられる。

（被告人と松下とする公務執行妨害事件の上告審を担当した国選弁護士・野呂 郷 長美化作成の 5. 6 1. 10. 19 付 上告趣意書 の関連箇所参照）

④ 被告人が警備員のうでをつかんだり、足でけったりするはずがないことは、生活史や資質の面からも保証される。被告人の拘留期間中に妹が証人らに会いに来たことがあるが、兄は、これまで、他人とつかみ合いは勿論、口げんかさえできなかったで、頼りない兄だと不満に思っていた。今度の事件は何かのまちがいにちがいない。とくりがえしていた。

証人の数年前のつぎ合いにおいても、被告人とよく論争や対立の場でも、
（被告人との）一般的には、つかみ合いにちがいない場面においても、

被告人が声を出して怒ったり、まして他人の身体に手をかけるということは全くなかった。自らがかなり乱暴にののしられたり、身体や荷物に叩かれたり、
自分
である！

⑤ 最も核心的な目撃現場の状況そのへると、控室の外で、警備員らしい男の「公妨しゃ！」という声を証人が控室の中できいたとき（念のため強調すると控室の中で被告人を引きずり出そうとしていた警備員は全く何も発語してはいない。）

証人は〈公妨〉といわれるものの実態は、^{（時間前）}法廷における被告人の行為についてである、と瞬間的に思った。目の前の被告人は何もせずに、^{（時間前）}しゃみ^{（時間前）}を瞬間に吐いた。
（これは重要である。あとで、また事件に文書ではじめて出会う人との感じとの決定的な差異にこそ核心が隠れている。）

証人は拘束後、拘置所で控室内の被告人の行為が公妨といわれているとき、

全く信じられず、何回も弁護士にまき直したほどである。

（面会）

*₂ 警備員は、なぜ偽証するのかわかり、を 岡本君まで推測してやる。

- ① 法廷内で 酒パックを宙を飛び、警備員（山田、伊東）が松下の後からとみかかり、
羽がしめにした瞬間に、たゞよりも 早く（時間的に） 松下へ警備員の方へ突
進して来たのは根本であった。この動きは、あえていうと、子どもらがおぼれそう
になっていたり、親し〜人が倒れたり、しろうになった瞬間に、一般的にたゞれもか
とる動きであり、決して、たゞなる 警備員への妨害行為の水準ではない。
（本件にかかわる各人の、それぞれの動きについて、推測してやる。）

（反秩序性の動き、としてのみ把握するのは誤り）

警備員らは、単純にも、根本が最も〈公妨〉的な人物であると判断し、根本が突進して
きた瞬間に（根本は、まだ警備員らの位置に到達していない）、ふり向きざま、強烈
なパツカを加える。その後、数十分にもわたる退却執行過程で 数十回にも及ぶ
手足を用いた身体的暴行を加えたのである。（なお、これに対して、根本は、
抗議を身体的に表現している！ そのかわり、控室内でのみ、警備員をやる
などということは、ありえない！） 警備員の眼がみえる

- ② 2-10 3、24 の傍聴人らは、極めて異質な行動（退却執行に応じず、排除して
も、すぐもとってくる。どうも黙然したり、参加申立書を出したり、基本的には裁判官の
（手配は山下、現出証） 警にうかつきあり、
権威を認めていない気分がある。）をとっており、手を暖めたから、何らかの報復
をしよう、と思った可能性もある。動きの激しい者や、身体的に抵抗する者もいる！
しかし、〈公妨〉とみるにはこの動きは、根本ぐさしいかな。

（退却の激しさ、たゞから、本意は警備員の脅えにすぎない）

- ③ 一方、警備員は、自らの過剰警備の行動（裁判官が職場放棄して退却してしま
い、指揮〜監督する者へ〜子安と、逆の安易さから加重された。）に対して
傍聴人の一部から、きびしい糾弾の声という、内心のうしろめたさもあり、
こいつ（根本）が激しい行動をとったから、こうなったのだ。こいつは〈公妨〉で
パクリべき奴なんだ。パクリは、糾弾の声をかわして、逆に、こいつを隔離し
て罪に落せる。そうすべきた！、というように 警備員相互で、少くとも暗黙
の共謀が進行して行ったであろう。

（棚とをこえて、スイングバーをこえて）

（武断の推測）
警備員としてのタテマを、一瞬に与視して推測する。

（無限のスキーム）
（無限のスキーム）

（無限のスキーム）

（警備員長の支配）
大島が、物理とつとめたことにより、
大島の支配の粗目線と野放しになった。
他の警備員への波及。

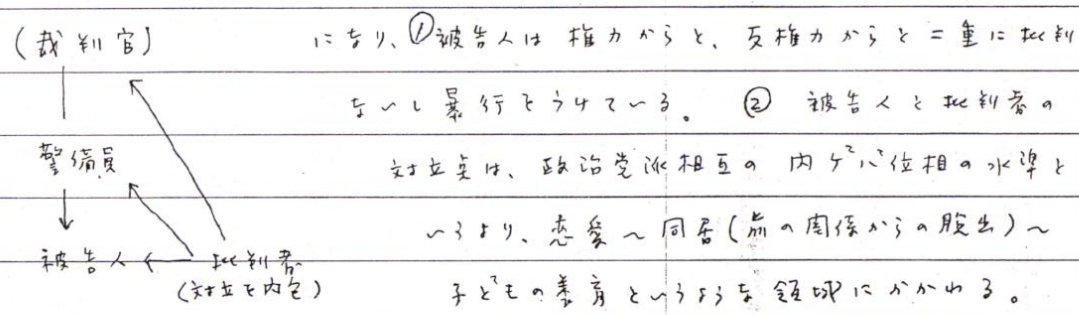
*₃ これまで *₁ ~ *₂ において、公訴事実のありさまと、なぜ警備員による偽証がなされた必然があるかのべた。次に強調したいのは、^{おし}今回の事件を「特別公務員による暴行」事件全体の中で位置づけることである。

① 街頭で、
法廷内外
取調室
獄中

のそれぞれにおいて 警察官、警備員、刑務官と「か」一人の
斗争参加者に集中的に暴行を加え、しかも相対に刑
事上の罪名をきせる例は多いし、証人は、よくても目
撃してきている。今回の場合もそうであり、この「か」
推力犯罪の全体と対決する姿勢でこそ真相は明らかにされていくであろう。

② 前項と並に注目すべきことは、
根本や松下は、公務員として事件にかかり、公務罪で起訴され、処分されて
いる。という一周性の構造である。この一周性によってこそ、現情況の矛盾
を ^{把握する} ~~たまたま~~ 視点を最もよく提出することができている。これについては、松下は
自らにかかわる事件を媒介に展開しているのだから、ここでは詳述しない。(ただし、
根本が十分に前記の視点をもちこんでいることは批判的に指摘しておく。)
また、元公務員の公務員批判は、前項①の場合とくに真実に迫るものである
ことも強調しておく。

*₄ 前記 *₃ と並に把握すべきことは、本件を 推力と反推力の二項対立で
把握すると本質を見失うというところである。あえて図式化すれば、次のよう



③ しかも、たんに プライバシーにかかわる領域というより、'69年以降の若手〜
や裁判過程(とくに 京大A367、東京高裁控訴審)の展開と密接にかかわる
という特性を帯びている。
(³⁻²⁰ 関与する控訴審 2-10 ~ 3-24)

30

①. これまで、とくに $\mathbf{K}_3$ ①で α^2 の β^2 たように、根本の激しい突進の一瞬を

警備員が単純に公物性のもとに把握したこと、事件としての錯誤の発端であるが、本来的には、この一瞬の構造を刑事事件の本質として、より重層した祖実から審理しようと真実の全体に迫り得ない。つまり一言でいうと、根本は、このような一瞬に自ら下かろうとする資質をもってゐるが、それを持続する条件が自他の双方の限界から宙吊りされ、刑事事件としてのみ審理されるのである。

(2) 前項の一時について、いふて一時的供述や証言は全て誤りと断定してよい。時間順に遂に記憶してゐるものも、時間をゆるやかに展開させて記憶してゐるものも、本件について核心を窺見しえずに排除されてゐる。松下は後述するように、この一時を意図的に引き寄せた主体として、このことに関する証言が可能であり、責任もある。(法廷で、とは限らなうが...) として、根本は、松下の意図性に少しずつ気付いてきた~~彼女~~にも、自分の純粋な一時を保持する氣を失つてゐる、と推測しよう。(お、対量 せき) すばりターマの未成立のヤニ 証言

③ 不出頭の理由を要約すると

① 警備員の偽証への怒り ~ その上 + 命に脅かされている ~ $\left(\begin{array}{c} \text{殺人} \\ \text{強盗} \\ \text{誘拐} \\ \text{脅迫} \end{array} \right)$ への絶望。

(2) 前項に於けるが、全身を以て事件と見たり起訴したのではなく、
 (2) 一は、松下のプラレの中に入れた形で、半分以上不意に起訴されて
 一は苦痛を、裁判制度は審理しなくてはならぬ。と一絶望。 *①②

(ハ) 前項に立ち向かうには、自らも非力であり、肉連しておしよせるテーマや人々が
 多すぎ耐えがたい、という絶望。 又主要なものであり、被告人が裁量的

よては、(1) (1) 中し立ててゐる「休職処分」に5342人の減少→支出費用の欠如:

は、補充的な理由ではありうるとしても、決して本来的な理由ではない。

被告人が ① ~ ④ ~ ⑤ を 公知 と 提 起 事 ことと 松下は望み、^{条件をつくり}

出延のための費用を弁済人を通してとどけようと12ヶ月、反応はない。

根本の転望の深さとは不十分だが双方は松下は感心する。

判決までにありうる保釈取済によって、自らの被告人性と自他に確認せざる
とするのであれば、それは裁判官に十分な事情を必要とせず(3.24)
になかれざることになり、その要は大きい。

し、対象に自らのテーマと
情現総体のテーマを対置し
其をさせること。それを

本件の全当事者とまだ会ってない一層から...

肉始す

他者として女性への未至、彼女への純粋な愛、純粋な愛、
 四年制大学で学んでいながら、その学問の純粋な研究を
 机の上に居てしてゐる。

イ
ロ
ハ
ニ
ホ
ヘ
フ
ブ
ム

組	勢
合	勢
と	の
の	子
足	し
離	み
往	う

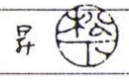
松下は、こゝまでの公判へのわたりを合せて、自らの習得を綴るべく、
 の書校下決意した者は、おへんに到日王閣下を記した。また、
 打錫、竹中の証言、時傍、狂屏は、おへんに附入、おへんと、おへんの二つ、おへん

弁
才
26
号
証
言
(
9
月
25
日
提出
)

証言内容 プラレ (7月31日提出の1~6に続く。)

1989年9月25日

松下



＊ 前回の証言をふまえて、さらに強調した点

- ① 1~15から法廷にいた警備員(小田、伊東)の証言
当日の警備責任者であった大島の日報(日報)、報告書 } の審理が
不十分。
- ② 前回の証言調書(31丁、35丁)にある 3月24日の全体の経過、それらの
経過における被告人の肉体的な動きへの注目。警備員の予断と暴行の瞬間。
(法廷内)
- ③ 裁判官が不在の場で退庭等の執行とする場合の原則・訓練
法廷にくる傍聴人の言動への予断と排する教育、教養 } の欠如が
本件の根本的な発生原因である。← 根本の態度が2月10日と3月24日で全く異なっていた原因。

＊ 今回の証言で強調した点

- ① 本件は、本来は松下の起こした事件に対する〈制裁〜起訴〉の二重加罰性
が、松下—根本に分離して加えられており、また松下は根本と事件に引きこまれた
という責任もある。(松下と起訴し合いを、そして根本と起訴し合い。) 提出証拠
〈瞬間〉論議
- ② 根本が不出頭を続ける理由(前回調書36~37丁)に重要点補充をす
ると、松下は(a)—— かつて刑事裁判に長期にわたる不出頭をしたことがあり、その意
味を積極的に評価して根本に語ったことがあり、(b)—— '87年2月段階に、根本と
合致、全ての事件の参加者に、まだ〈だれも、この事件の法廷に出現できなかった〉と
自分証言でいう。(理由は十分に開示していない) 批判的に提起したことがあり、(c)—— 根本は、こゝろに影響されつつ、それと共に反撥
や現在の生活へのめり込み、無力感などから不出頭している、と推測している。
- ③ 「経済的理由」だけを不出頭の理由としている 現段階において、肉体的に傷
つき、方途を見失っている被告人のために、今後の審理を把握していきなすことは不可能。
- ④ 本件は、知念に関する人事院審理に及ぶ影響もあり、また背景にある京大A367号室の
民事裁判や、松下らのこれ〈まで〉の各裁判の過程に深く関連している。
- ⑤ かりに執行猶予が付いても有罪とせば、公務員の欠格事由となり、それ以上に
警備員の偽証(身体的暴力に加えて言語的暴力)を許容することになる。公訴棄却か
無罪の判決と「裁判制度、裁判官に対する最後の信頼」を崩壊したために切望する。

才24回証人尋問調書についての訂正～補充リスト

1989年9月25日

松下

昇



職業欄の「定職なし(著述を含む各種アルバイト)」→

「定職なし(著述を含む各種アルバイト)」の～まじか。

(証拠として提出する 松下昇概念集2<生活半段(職業)>参照)

↓
証人の職業についての視点が
証人とは、公務員の偽証の問題、被告人の生活把握の問題

2丁裏さ～から2行目「製本、ドイツ語の本」→「正本・ドイツ語の本」

→具体的に証する。

(出版社が松下の原稿の主要部分を掲載拒否したため、松下が自主的に刊行)

4丁表10行目「六九年」の後に「以降」

11行目「組織」の後に「や会議や単位や答書用紙」

を補充する。

5丁裏左から4行目「参加」の後に「に因する」を補充する。

9丁裏左から4行目「連行の場面で」の後に「目撃しており、」を補充する。

15丁表左から3行目、裏1行目「伺う」→「窺う」

21丁表5行目「どの場合でも」の後に「ほとんどの人は」を補充する。

22丁表左から3行目「判断を用いる」→「判断はできず」といふかえる。

裏1～2行目「あるんだと～」の後に「ことを」を補充する。

32丁表左から2/4行目「拘束命令」→「拘束」といふかえる。

31丁裏左から4行目「供述や」→「供述は」といふかえる。

40丁裏左から3行目「根本土人の」→「根本土人は」といふかえる。

35丁表8行目「徳性」→「特性」

9行目「起真」→「基真」

34丁裏2/4行目「権力行爲」→「権力行使」の～まじか。

24丁6行目の弁護人の「一瞬」に因する質問に対して少しカンチガイして

証言しているが、～た～ことは

法廷での一瞬

控室での一瞬

を関連づけて判断しているのは分だけである、ということである。証拠として提出する松下昇概念集、2の
<瞬間>の項目を参考して、さらにくわしくのべる。

第二四回公判証言調書に關する補充と訂正

一〇月三〇日

松下

昇



五丁裏一三行目「その部分を」の次に「」を補充する。

なお、三月二四日の法廷の棚の内側には、根本被告人より前に三名の参加人がへすに座っており、傍聴席と区へする棚の意味は殆ど無化されてあり、被告人の意識の中では、棚をこえることは重要な障害にならなかった。

一〇丁裏六く七行目「(裁判の決定書は)抗告期向の終了直前にや々と届けて来た」↓「終了後に」なお、抗告は決定の要日を弁護士からきいて立ちうじておこなった。

一二丁裏一三行目「座ってた」↓「座ってた」

一六丁裏一二行目「防衛的」の次に「なへし」を補充する。

二一丁裏五行目「いたとき」↓「いたこと」

二二丁裏二行目「やっ」との二行に「二日後に」を補充する。

二四丁裏五行目終りに「。」を「ける」。

二五丁裏一行目「位置」の二行に「それぞれの瞬間における根本さんの」を補充する。

二九丁裏一二行目「考えてます」↓「考えています」

三〇丁裏一三行目「進行してる」↓「進行してる」

三一丁裏一行目「関連する、」↓「関連する。」

三五丁裏一二行目「その中へ」↓「その中で」

三六丁裏一〇行目「言ってる」↓「言ってる」

第二五四号 判 証言 証書に因する 補充と訂正

一月二一日

松 下

昇



一丁裏「ハ」行「各アルバイト」↓「各種アルバイト」

五丁表七行目「答えてますか」↓「答えていますか」

九丁表一行目「見取」なりか」↓「見取」作成なりか」

裏五行目「根本」の次に「数日おきに」を補充する

「二行目」表れたのか」↓「現れたのか」判らなへし」

一〇丁裏一行目「スミース」↓「スミース」を補充する

一二丁裏一二行目「持ってたへし」↓「持ってたへし」

一五丁表六行目「知自身」の前「また」を補充する。

裏二行目「人間社会」↓「人間、社会」

一六丁表六行目「七行目」なあった」↓「あった」

裏二行目「と」の「に」↓「と」の「に」

二〇丁七行目「労働組合」に「加して」なへし」の「別」に「他の」

同僚たちと同じ水準では」を補充する。

二二丁表一二行目「起訴されてない」↓「起訴されてない」

裏五行目「検察官」(「反証尋問は」ありません。)

注一「行」として記録をみてからの追加である。証言の内容

に重要な影響はないが、正確のため提出する。

証拠書類についての説明

1989年9月25日 松下 昇 

1. 1986年2月10日の法廷内外で配布された以下の58枚
(本件が発生した法廷における事件の審理に対して参加者へ配っていた見解を立証する。)
2. 判決予可能性に関する申立書 (松下が作成し、根本が本件当日に高裁第6民事部に提出したもので、当日までの審理の問題点を立証する。)
3. 時の櫻通信第<15>号 (1988年7月 松下らによる刊行パレフ 1, 4~29ページ。
本件に関する経過や被告人らが関与していた各裁判過程の問題点を立証する。)
4. 時の櫻通信第<8>号 (1983年9月 松下らによる刊行パレフ 26~27ページ。被告人の職場、とくに労働組合との関係についての考え方を立証する。)
5. 上告趣意書 (昭和61年10月29日付。被告人、松下の弁護人が作成したもので、公務員の偽証の可能性が高い実態と理由を立証し、二審において公務執行妨害罪と偽罪とされたことを評価する。)

(事件で偽証する事件で)

(訴訟費用が免除された点)
6. 根本の知合者へ人事院公平委員会へ提出した答弁書 (昭和62年5月30日付。公訴により自動的に休職にすることが慣例化しており、有罪確定と同時に失職する割合と一歩化してること、知合関係に大きな影響を及ぼす刑事公判の審理に慎重にふさわしむ必要性のあることを立証する。)
7. <瞬間>論 (松下昇概念集・2 1989年7月刊行のパレフから。本件においては控室内の瞬間と法廷内の瞬間や、各人の発想〜行為の決定的瞬間との関連で、立体的かつ人間の内面の動きに比重を置いて判断する必然性があることを立証する。)
8. <生活年代(職業)>論 (同上概念集・2。公務員の偽証や、被告人の生活地理の問題点、
{註—口頭でより詳細におこなう。} を、証人の立場から批判的に立証する。)

(と小せぬに……)

内容や刊行過程についての質問へ提起、印刷がよみにくい箇所や
欠落ページの指摘などは左記へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一―一 松下気付 刊行委員会

☎078・821・4984

刊行リスト(カンパ・一冊千円程度) 申込は前記へどうぞ。

松下 昇(についての)批評集…計9冊

α 篇と α 続篇、 β 篇と β 続篇、 γ 篇(4分冊)と γ 続篇

表現集 $\wedge$ $\vee$ 版と続篇…計2冊

発言集 $\wedge$ $\vee$ 版と続篇…計2冊

神戸大学闘争史(年表と写真集)

概念集・1、2(続刊を企画中)

(3・24)証言集(上・下)

時の楔通信第 $\wedge$ 0 $\vee$ $\wedge$ 15 $\vee$ 号および関連パンフ多数あり。